

た。而して是日因州藩主池田慶徳が薩長土肥四藩の上表に倣つて、同じく版籍奉還の上表を朝廷に

出したのを始とし、列藩相踵いで上表奏請をなすに至つたのである。

郢曲及び今様について

文學士 志田 義秀

前稿に於て、私は雜藝に對する私見を概説し、且郢曲及び今様をも概説した後に到達すべき結論としての圖表をも豫め掲げたが、従つて本稿に於て郢曲及び今様に對する私見を開陳して、彼の圖表を證據立てねばならぬのである。

郢曲といふ語の支那起原の語である事は、歌儷品目に述べて居る通りである。同書に、

文選鮑明遠翫月城西解中詩ニ、蜀琴抽白雪郢曲發陽春李善註ニ、客歌郢中故曰郢曲也トミヘタリ。客歌郢中トハ、宋玉ガ賦ニ出タリ。

と云つて居る。宋玉の賦とあるのは、同じ文選にある宋玉の「對楚王問」の賦を云ふので、同賦中の宋玉が襄王に對へて曰ふ語の中に、「客有歌於郢中者云々」とあつて(郢は楚の國都の名)其歌つたもの、中の高尙な歌曲として陽春白雪なるものが見えるのである。鮑明遠の詩句及び李善の註は、即ち之を云ふのであるが、郢曲は元來は楚の歌曲を云ふのであるけれども、轉じて廣く俗曲の意に用ひるのである。我國の文獻で此語の見え來るのは、懷風藻に見える山田史三方の「秋日於長王宅宴新羅

客一首並序」の序中に、

清談振發、忘貴賤於窓籬、歌臺落塵、郢曲與巴音
雜響。

とあるものが、恐らくは最も早いものかと思はれる。こんな譯で、我國に於ても、郢曲と云ふ語を流行の歌曲を稱する語として借り用ひるに至つたものと考へられるが、併し其れが普通の語として専ら用ひられるに至つたのは、平安朝の後期（恐らくは末葉）で、其包括するものゝ範圍が、雜藝と略ぼ同様であつたけれども、併し必ずしも全く同一ではなく、又雜藝の用法とは異なつた用法が同時に或は時を異にしてあつたのである。歌舞品目には、郢曲の説明として、

朗詠ノ、一名ナリ。然ルニ又外ノ歌謠ヲ、モ通ジテ
呼ビシコト、ミヘタリ。

と云つて居る。我國の諸種の歌謠を郢曲と呼ぶに至つた普通な用法は、管見の及ぶ限りで、雜藝と

いふ語の同様の用法よりは遅れて居る様に思はれる。本朝無題詩に見える藤原基俊の傀儡子の詩中に、「翠黛紅粧爲己任、郢歌楚舞惑人情」とあるものは、郢曲といふ語と同意の語として、一寸注意を惹くのではあるが、併し此は猶前記の懷風藻に於ける用例の如くに、漢語の假用と認むべきものであらう。斯くて私は、日本的な用法の郢曲と云ふ語は郢曲抄や愚昧記や吾妻鏡や明月記などに見え來るものより早いものは見掛けぬのであるから大凡平安朝末期頃からの用法のものかと推せられるのである。扱其内容の範圍は、諸種のものに依つて知られるが、特に郢曲抄を始めとして、郢曲相承次第や俊量卿記の五節間郢曲に據つて明に知られるのであるから、茲に特更に叙説するまでもなからうと思ふ。つまり是等に依つて知られる郢曲の用法は、略前稿に掲げた圖表中の最も廣汎な範圍の用法のものとなるのである。唯之に就いて

一言せねばならぬのは、郢曲の此用法のもの、中棹歌、辻歌、満周、咒師、別法士の五種は、傀儡子記にのみ見えるもので、同記に見える他の歌謡との關係上、共に同じ所屬のものど認め得るものとすれば、雜藝にも屬し郢曲にも屬するものと云へるのではあるが、併し物に依つては、郢曲には屬するが、雜藝には屬せぬと云ふ様なものもあるから、嚴格には斯る點に疑問を置かねばならず、而かも之を他の材料に依つて確か得ないので、姑くこの五種を、雜藝にか郢曲にか孰れかには必ず屬すると云ふ意味で郢曲の此用法の中に攝して、所屬疑問と斷つて置いたのである。又冥曲は、確定歌曲としては郢曲の此用法に屬する歌曲中最も遅いもので、五節間郢曲の中に、水猿曲(猿曲は冥曲の假借)のある點からも、明空の撰要目錄の序に、「夫當道の郢曲は」とある點からも、郢曲と呼ぶべきものである事は明かであるが、之を雜藝と呼ぶべ

き資料を見出し得ないのである。以上が郢曲といふ語の日本的に普通な語として用ひられ出した本來の用法と思はれるものである。是に至つて考へられるのは、梁塵秘抄の性質で、同抄に就いては既に前稿に於て雜藝集との關係上言及したのであるが、同抄は、梁塵秘抄口傳集との比較攷究上、茲に述べた所の用法の郢曲を編纂した完全な郢曲集であつたものと推斷されるので、徒然草にも、「梁塵秘抄の郢曲のことばこそ、又あはれなる事はおほかめれ」と云つて居るのである。(但し確定歌曲としての冥曲は、後出のものとせねばならぬから同抄には關係はない)。従つて又口傳集十卷は——口傳集と云ふ語が、和田氏の説の如く、後人の添加であつたにしても——該郢曲の口傳集であつた事も推斷されるのである。

次に、郢曲といふ語は、歌儺品目の云ふが如くに、朗詠を稱する語としても用ひられて居る。元

祿に成つた安倍季尙の樂家録には、「抑謂郢曲者、以歌朗詠之詩云爾」と云つて居る。是に關して、東儀鐵笛氏は、宴曲と雅樂の郢曲との比較（宴曲全集附録）に於て、

足利時代に於ての朝廷の御遊には、必ずこの曲（朗詠）と催馬樂とが管絃の間にうたはれて居ます事は、公卿の日記類によく見えて居ります。今様よりも明白です。徳川時代になつても、前の例に倣つたのでもありませんが、御遊の御目録などを見ますと郢曲といふ文字が用ゐられて、朗詠とは書かれてありません。

と云つて、樂道類聚所收の貞享三年の御樂始目録を例に引き、續いて、

この頃の御目録には、催馬樂は見當りませんが郢曲といふ文字は屢々記されてあります。これに據つて見ますれば、朗詠は催馬樂よりは再興が早く、むしろ中絶をせずに繼續をしたかとも

思はれるのでありますが、併し朗詠の文字は、足利時代以前に慣用されて、徳川時代に至つてから、郢曲の文字を用ひられて居るのはどういふ譯でありませうか。この邊頗る曖昧であります。（中略）。要するに、徳川期で朗詠のみに郢曲の文字を冠らせてあるのは、今様も催馬樂も中絶して居た時であつたから、今ならば單に聲樂又は歌曲と記すべきを郢曲としたるに過ぎないものであると思ひます。

と云つて居られるのである。つまり東儀氏の説に據れば、朗詠を郢曲と云ふのは、徳川期からの事で、且其れは朗詠の一名といふよりも、聲樂又は歌曲と云ふ意味で用ひたので、其れが朗詠を指して居るものに過ぎぬと云ふ事になるのである。一名の意味ではないと云ふ説は、味ふべき説であると思はれる。永享九年十月の後花園院室町殿行幸の二種の行幸記には、三船の御遊の管絃樂を記して

朗詠、今様といふ語を用ひて居るが、天正十六年四月の聚樂第行幸記には、御遊の記事に、

御人數十四五人。一番五常樂、二番郢曲、三番太平樂。

(中略)

一郢曲。四辻前大納言、持明院中納言發聲也、五辻左馬頭三人。

德是北辰椿葉陰二改、尊尙南面松花色十回、此句を朗讀し給ふ也。

と記して居る。此天正の記事の郢曲とあるものは朗詠を指して居るものである事は、「德是……此句を朗讀し給ふ也」とあるので明かであると共に、東儀氏の説の如く、歌曲といふ様な意味で用ひられて居るものと認められるのである。狛氏新録に、「郢曲、朗詠嘉辰」と書いて居るのも、郢曲即朗詠でない事を意味するものと思はれる。さうして、是等の行幸記に據つて、永享の頃には、

猶朗詠と共に今様もあつたのを、應仁の亂以後に於て、今様が失傳してしまつて、戰國時代には、朗詠のみが命脈を保つて居たと云ふ事が知られ、且此間に朗詠のみを指すものとして郢曲と云ふ語の用ひられ出したと云ふ事も知られるので、従つて此用法の起つたのは、徳川期以前と云ふ事になる譯であるけれども、朗詠が中絶せずに繼續して居たかとの東儀氏の見方は、正しく當つて居ると思はれるのである。

然るに、茲に一考を要するのは、郢曲抄に於ける郢曲といふ語の用法である。同書は、其内容に於ける事實から觀て、源平騷亂の頃の著書で、天台關係の人の手に成つたものかと推せられるのであるが、同書が冒頭に「夫唱物音聲のことを、末世のために書殘すもの也」と云つて居るのと其内容とから觀て、書名としての郢曲といふ語は、前に述べた様な廣義の用法のものたる事は疑ないの

である。然るに、書中に使つて居る郢曲といふ語の用法を見ると、

郢曲もろくの朗詠どもを唱。

六調子の内に、双調急音にとり唱事、催馬樂の

ふりの聲にて、郢曲はつよきもの也。

郢曲、神樂、今様、催馬樂、足柄、片下、田哥

など、ひとつに音聲うたひ。

などの書振で明かなる如く、朗詠の一名として用ひて居るのである。特に最初に「郢曲もろくの朗詠どもを唱」と書き出して居るのは、書中に郢曲と使ふのは、朗詠のみを指す狭義の用法であると云ふ事を豫め斷つたものである。是に至つて考へると、郢曲と云ふ語は、當時は諸種の歌曲を總稱する廣義の用法のものとなつて居た事は諍はれないと共に、或は當初は朗詠を稱する語として使ひ出されたものではあるまいかと思はれる。いづれにしても、廣義の用法と斯る狭義の用法と孰れが

先であつたかは攻究を要する問題であるが、私には之を決定すべき材料の得られぬのを遺憾とする併しながら、郢曲といふ語を朗詠の一名として用ひると云ふ用法の當初からあつた事は、斯の如く事實であるとする、此用法が此後繼續して用ひられなかつたかどうかが、頗る攻究を要する問題とするのである。應永十三年の後光嚴院三十三回聖忌記に、懺法の後に常の御所に於て酒宴の開かれた記事に、

酒宴令入興給。爲郢曲。信俊朝臣被遣召。(中略)

聽被召御前可朗詠仕之由。准三后被仰聽。是詠

了。准三后有御助音朗詠。雜藝等數返。(中略)、只

今郢曲殊勝之由。主上准三后度々被感仰。(中略)

信俊朝臣笛吹渡物。郢曲雜藝盡數云々。天明酒宴

事訖。

とある文意を考へて見ると。郢曲と朗詠とは同じ意味に用ひられて居るものと考へられ、従つて、

朗詠雜藝とあり、郢曲雜藝とあるのも同じ事で、茲に雜藝と云つてるのは、前稿に述べた歌曲としての用法中の狹義の用法のもの(神樂、催馬樂、朗詠、今様、風俗以外の雜曲)と考へられるのである。但し此場合の事情から考へると、今様(狭義)は此場合謠はれて居るべきかと考へられるから、茲は精しくは朗詠、今様、雜藝とあるべき所かと考へられるのであるが、其れを姑く略に従うて朗詠雜藝と云ふので雜藝の中へ姑く今様を含めて云つて居るものと考へられるのである。斯る用法は、他にも其例のある事で、續古事談の殿上の一種物再興の事を述べた所に、今様朗詠を謠つた事を叙した終りに、「宮ノ御方ニ參テ朗詠雜藝數反ノ後、マカリイデケリ」と云つて居るのも同じ例であり、勸修寺重隆の蓬萊抄に、正月の殿上淵醉の記事として、「献朗詠雜藝等無定法」と云ひ、十一月の五節の記事として、「兩貫首以下早且參殿上(中略)、此間朗詠雜藝」と云つて

居るのも、是等の場合皆今様があるのであるから、是も同様の例と見られるのである。私はまだ此聖忌記の外には、同じ用例を見出し得ないけれども猶同記の前後に涉つて同じ用例が見出さるべきものと思ふので、郢曲抄に見えた狹義の用法が、微弱ではあつたらしいが、其後繼續して居たものと思ふのである。然るに、後に至つて、催馬樂、今様の中絶した結果、同じく朗詠を指すものではありながら、而かも一名としての用法とは異なる前述の如き用法が起つたものと考へられるのである。

然るに、郢曲といふ語には、猶一種の用法がある。其れは催馬樂、朗詠、今様の三者を總稱するものであるが、併し此は、近世に於ける綾小路家傳統のもので、前稿末尾の圖表には姑く記載して置いたけれども、中世を目標とする本研究には縁遠いものであるから、今は唯是れ丈の事を附記し

て置くに止める。

郢曲に關しては是に止めて、以下今様に就いて述べる事にする。

今様と云ふ語は、新様の意味で、古風に對する語と認められ、一條天皇頃から見え來り、今様歌（略して今様）といふ語も、同時に見え來るのである。即ち今様歌と云ふ語は、流行歌と云ふ義に外ならぬので、紫式部日記（今様歌）や枕草紙（今様）や雲州消息（今様之歌曲）などに見える今様歌と云ふのは、當時の流行歌と云ふ意味により取れぬのである。狭衣の狭衣大將の齋院からの歸るさを叙する所に、「此頃わらはべの口のはにかけたるあやしの今様歌どもを、いとしらくしき聲にて歌ひて過ぐるけしき、心をやりてないがしるに思ふことなげなるにつけても」とある今様歌も、文の様子から考へて、まだ流行歌と云ふ意味にしか使はれて居らぬと考へられる。然るに、匡房の傀儡

子記に、

今様、古川様、足柄、片下、催馬樂、里（黒の誤）
鳥子、田哥、神哥、云々。

とある今様になると、傀儡の婦女の謠ふものであるから、技術歌としての俗曲の一種のと認めねばなるまいと思ふ。即ち今様歌といふ語の意義の推移、従つて一定の歌曲としての今様歌の確定しつゝ、あつた時期は、狭衣の著者の晩年、匡房の若年の頃、即ち後朱雀、後冷泉二帝の交と推定し得ると思ふ。古事談に云ふ所の、源信和尚が金峰山の巫女に心中の所願の成功を占はしめられた時、巫女の答へたと云ふ歌占の、

十萬億土の國々（まで） 海山隔てゝ遠けれど
心の道だに直ければ（から） 勤めて到るところを聞け
と云ふものを以て、普通には所謂今様歌の最初のものとなすけれども、此事實から源信和尚に有り得べき事とは殆ど信せられないものであり、其

れに源信和尚の時代は、まだ所謂今様歌の確立しない時期なのであるから、此事實従つて此歌は、全然信じ難いものとせねばならぬ。猶春記長曆四年十一月二十五日の皇女著袴(二十三日)に就いての饗饌の條に、

盃酌無算。有詠歌之興。又有今様歌之戲。重尹卿依有其譚。發今様歌。滿座解頤。大納言已下發此由。太以輕々也。惣人心之追從尤甚也。

と云つて居る今様歌も、文の口氣から考へても、流行歌を云ふものに外ならぬのである。つまり同書に於ては、前稿に引いた永承六年の條の記事(逸文)に於ける雜藝と云ふ語が、若し原文にあつたものとすれば、技術歌曲の總稱の意味に用ひられて居ると思はれるのであるが、今様歌と云ふ語は、まだ技術歌の意味にはなつて居らぬと云ふ事になるのである。然るに、中右記に至つては、既に前稿に引いた嘉承三年の條に、「盤沙調今様」とさへあつ

て、立派に技術歌としての今様の用例が見られ、(御遊抄に於ける同年の御遊に、始めて今様朗詠が見えて来る)同書中此外にも幾らも見られるのである。斯の如く見來ると、雜藝或は郢曲の中に入るべき技術歌曲としての今様の初見は、傀儡子記であると云ふべきであらうと思ふ。

然るに本来今様歌といふ語は、當時の流行歌の汎稱であつたのであるから、其れが技術歌を稱するものとして用ひられるに至つてから、當時簇生した新歌謠の或大部の汎稱として用ひられ、又其中の或一種を稱するものとしても用ひられるに至つた事が、資料の上から判定されるのである。此事實は、梁塵秘抄口傳集卷十に依つて最も能く知られるので、先づ同卷の冒頭には

神樂、催馬樂、風俗、今様の事の起より初て、娑羅林、只の今様、片下、早哥うたふべきやう、初唄(？)、大曲足柄、長哥を始として、や

うゝの聲かはるやうの歌、田歌に至る迄しるしおはりぬ。かやうの事一樣ならねば、後にぞしること多からんが、それをしらす、故事をしるし終りて、九卷は撰び終りぬ。よむ歌には、髓腦打聞など云て、多くありげ也。今様には、いまださる事なければ、俊頼が髓腦をまねびて、是を撰ぶころ也。

とあつて、卷末には、

なからんあとに人見よとて、未だ世になき今様の口傳をつくりおく所なり。

とある。是に由ると、此口傳集と呼ばれて居る十卷のものは、(和田氏の説の如く、本來の梁塵秘抄二十卷の後半と見られるが)、其第一卷から九卷までは、郢曲(麴)の故事を記したもので、末卷たる此第十卷は、今様の口傳を記したものである事が知られるのである。言ひ換へれば、此第十卷は、今様口傳集とか今様口傳抄とか云ふべき性質のも

のなのである。併しながら、茲に口傳と云つてゐるのは、技巧上の口傳の意味ではなしに、傳統上の事實の口傳と云ふ意味になつて居るので、一面から云へば、後白河法皇自らの音楽上の自叙傳と云ふべき如き性質のものになつて居り、九卷までは故事を記したとある其故事と云ふ方は、口傳集卷一の斷簡を見ると、神樂、催馬樂、風俗の起原を略説して、今様の起原の説明に移つてゐるから、卷十の前記の文の劈頭に、「神樂、催馬樂、風俗今様の事の起より初て」とあるに符合するし、従つて其れに引續けて、此劈頭の文の續きに云はれる如くに、裳羅林等から田歌に至るまで、其「うたふべきやう」を述べ來つて九卷までを終つて居る筈なのであるから、第一卷から九卷までの間に技巧上の口傳が記してあつた事が知られるので、斯る技巧上の故實を故事と云つて居られるものなる事が知られるのである。つまり云へば第十卷は

法皇御自身の今様の傳統を記された餘祿たるものである。然らば此今様と云ふものは、どれ程の範圍のものであらうか。此は此卷十に述べられて居る歌曲を他の物を參考しつゝ見渡せば知られる事で、前稿の圖表中に掲げた足柄から田歌に至る十三種の歌曲と、次に述べたる狹義の今様とを包括する所のものなる事が知られるのである。即ち他の方面から云へば、神樂、催馬樂、朗詠、東遊、風俗の五種は、此中へは含まれぬのである。

此は口傳集卷一の斷簡に據つても知られるので、同斷簡には、神樂、催馬樂、風俗の起原を略説した後、

此外に習ひ傳へたる歌あり。今様といふ。神哥物様、田哥にいたるまで、習ひ多くしてその部廣し。

とあるのが聽て其れである。(此文に朗詠、東遊のないのは、文の構成上の結果たるに過ぎぬ。又前

記の卷十の文の劈頭の「神樂、催馬樂、風俗、今様の事の起り」とある今様は此斷簡の文にいふ今様と同じもので、廣義の今様なる事が知られる。八雲御抄に、「後白河院の梁塵秘抄といふものに、今様の上手の様をかゝせ給へる」とあるのは、口傳集の方を指して居られるものである事は疑ないが此は恐らく卷十の事を云つて居られるものではないかと思ふ。禁秘御抄に、「後白河院、催馬樂資賢。遊女。乙前今様乙前」とある乙前との御師弟關係は、卷十に據つて精しく知られる事實であるから、主として卷十に據つて云つて居られるのであらうし、猶「鳥羽、後白河御催馬樂、雖不窮其曲、已晴御所云々」又「後白河、今様無比類御事也。何モ只可在御心」とあるのも、同様に考へ得るであらう。さうして是等の二抄に今様とあるものは、以上の如く推定し得るとすれば、卷十と同等の廣義のものと云へるのである。然るに、茲に注意を要するのは、廣

義の今様は、實は上述の範圍のものに、猶前稿の圖表中に掲げたは鬢多々良以下白薄様に至る六種の歌曲も含まるべき事は、前稿に郢曲抄に據つて述べて置いたのであるが、此卷十には是等のものがないのである。併し此は、是等の歌曲は、五節に謠ふ特殊な歌謠で、院御自身に謠はるべき性質のものでない關係からか、兎に角何かの事情で表はれずに居るものと解し得るかと思ふ。されば眞の廣義の今様は、卷十に述べられて居る歌曲に鬢多々良以下六種のものを加へたものとなる譯である。

茲で斷つて置かねばならぬのは、前稿の圖表に廣義の今様を表示した部分に、表線の懸け方が、神樂(郢曲に入つて、
雜藝に入らず)とある下の方から、自拍子歌までに懸つて居るが、此は私の粗忽か或は組版の誤で鬢多々良とある下の方から、自拍子歌までに懸らねばならぬのである。又此部分内に狹義の今様

を書き入れねばならぬのであつたが、誤つて脱して居るから、之を書き入るべく訂正せねばならぬ。猶自拍子歌なるものを加へて置いたけれども、此は徒然草の文の意味の取り様や、軍記物などに見える自拍子の歌や、萬葉緯に自拍子歌といふものを認めて居る事や、「殘夜抄に雜藝、自拍子」とある自拍子の考へ様などに依つて、前から持つて居た考その儘に、自拍子歌なる一種の歌曲を認めて置いたのであるが、併し最近疑問に思はれる點が生じて來たから、姑く之を疑問のものとして置きたいと思ふ。

前記の卷十の冒頭の文の中に、「只の今様」と云ふものがあつたが、私は之を狹義の今様を云ふものと解するのである。此は「袿維林、只の今様、片下、早哥」と云ふ様に、袿維林等のものと同等位なものとして使つてあるので明かに知り得ると思ふ。然るに、同じ卷十の仁安四年の熊野參詣の

段に

長哥より始めて、古柳さがりふじを歌ふ。次に十二所の心の今様、其後、娑羅林、常の今様、片下、早歌、ふしあるを盡す。神哥など果て、大曲のやうになりて、足柄、黒鳥子、舊川はて、伊地古を歌ふ。

とあつて、此文中に、常の今様といふものが見える。是も前の只の今様と同様に狹義の今様と云ふものと解し得ると思ふ。特に是等の兩語は、體源抄にも見えて

續教訓抄所載ノ音曲ノ中ニ、一體ナルコト見エタリ。御文歌習アマタアリ。イハユル娑羅林ノヤウト云。常ノ今様ヨリハ、少シフリノベテヤウヤウニアワレナルテイニ歌フベシトアリ。只ノ今様ノヤウニ歌ヒテ、此事ヲワクモノナシ。オホヤウナリナド云ヒテニクミテ、今ハ娑羅林ガヤウニハウタハズ、アルマジキ事也。

とあるのである。此文は、法文歌の謠ひ様が、常の今様よりは大様に謠ふべきものなる事を注意して居るので、常の今様と只の今様とは、唯言葉が變つて居る丈で、同意義のものであらうと思はれる。前掲の卷十の二文で見ると、

娑羅林、只の今様、片下、早歌。

娑耕林、常の今様、片下、早歌。

といふ風に、此兩語の上下の語ト全然同じといふ點からも、全くの同意語と解せられるであらう。さうして、此兩語が、狹義の今様を稱するものである事は、文中に於ける他の歌曲との關係上明かに知られるのである。尤も狹義の今様を云ふ時には、必ず常に是等の語が用ひられて居るといふ譯ではなく、紛はしきを厭はず簡に從うて唯今様とのみ用ひてあるのが普通であるが、其れが廣狹孰れの意で用ひられて居るかは、前後の關係を見れば容易に判知する事が出来るのである。然らば

常の今様即ち狹義の今様とは如何なるものであるかと云ふと、梁塵秘抄卷一斷簡の目次に、

長哥十首 古柳三十四首 今様二百六十五首

とある今様が、他の長哥、古柳との對比上其れである事が推定され、是が本文に残存して居る十首のものをみると七五四句調で初句の變則なもの一

首、七五四句調で初句末句の變則なものと見られるもの一首の外は、残りの八首共に七五四句調の

ものである(歌謠であるから、一二音の多寡は勿論あるが)。されば、常の今様は、七五四句本位のものであつたらうと推せられるのである。さうして、此常の今様が、廣義の今様中最も優勢であつたらう事は、前記の目次中、其歌類が、長哥、古柳のそれに比して甚しく多いと云ふ點から十分に推定されると思ふ。又其の内容の種類は、前記の二百六十五首の細別として、

春 夏 秋 冬 四季 二季 祝 月 戀

怨 別 雜(歌類を示す數字省略)

とあるから、大體こんなものであつた事が知られる。口傳集卷十の一節(前稿にも引いた)に、「我獨雜藝集をひろげて、四季の今様、法文、早哥に至るまで云々」とある四季の今様といふものは、此細別中に四季と見える部類のものであらう。

上述の如く、今様には、廣狹二義のものがあつたと考へられる。普通吾々は、今様と云へば、七五四句が本體で、七五四句以外のものは、變則な今様と云ふ風に考へて居るが、能く調べて見ると上述の如く二種に分つべきで、而かも斯く分つて考へて見ると、やはり狹義の今様が最も優勢な普通なもので、従つて其れが吾々の見る文獻の上にも最も多く現はれて居るのであるから、畢竟大なる徑庭はない譯である。唯吾々の見る文獻に現はれて居る七五四句以外の今様は狹義の今様以外の今様であると見ればよい譯である。扱今様合と云

ふものでも口傳集卷十に、

この兼雅卿、今様合の時に、足柄のなかに駿河の國歌はれしを、乙前が娘きつて。

とある様に、狹義の今様ばかりを謠ひ合せたものではなく、如何なる今様でも謠ひ合せたものである事が知られる。以上の如き廣狹二義の見方から行くとき口傳集を始め、郢曲抄や郢曲相承次第などに於ける今様といふ語の使ひ方も、凡て判然するものであつて、郢曲抄は云ふ迄もないが、郢曲相承

陳元贊と柔道の始祖

文學士 下川 潮

徳川時代以來今日に至るまで、歸化人陳元贊を以て我が國柔道の始祖であると云ふ説が専ら行はれて居る。此説に據ると、陳元贊以來始めて我が

次第の如きも、今様といふ語を雜藝、郢曲と云ふ語と共に使つて、其廣狹の二義を判然せしめて居るのである。其他中世の書には、凡て此廣狹二様の用法が見られるのである。

猶述ぶべき事も少なくなく前稿に對して補ふべき事もあるが、姑く茲に擱筆する事にする。貧弱な材料を以ての考察であるから、謬見も少なからうと思ふ。偏に大方の指教を仰ぐ。

國に柔術と云ふものが起つたのであつて、其以前には柔術がなかつたと云ふことになるのである。従つて此説の是非如何は我が邦柔道の起原を決定